

常設型住民投票条例

| | 川崎市住民投票条例 | 上越市市民投票条例 |
|-----------|---|--|
| 住民投票の対象事項 | <p>(1) 住民投票に付することができる市政に係る重要事項(以下「重要事項」という。)とは、現在又は将来の住民の福祉に重大な影響を与え、又は与える可能性のある事項であって、次に掲げる状況等にあるため、住民に直接その賛成又は反対を問う必要があるものをいいます。</p> <p>①対象となる事項について、住民、議会又は市長の間に重大な意見の相違があると認められる状況</p> <p>②既に議会若しくは市長により意思決定が行われている場合又は住民投票で意思の確認が行われている場合にあっては、改めて住民の意思の確認が必要とされる特別な事情が認められる状況</p> | <p>第38条 市長は、市政運営に係る重要事項について、広く市民の意見を確認し、その意見に沿った決定をなすため、市民投票を実施することができる。この条例において「市政運営に係る重要事項」とは、</p> <p>①市及び市民に直接の利害関係を有する事項(市の権限に属さない事項にあっては、対外的に市の意思を表示するものに限る。)</p> <p>②市民の間又は市民、市議会若しくは市長等の間に重大な意見の相違が認められる状況があり、</p> <p>③市民に直接その賛成又は反対の意思を問う必要があるもの</p> <p>○「市の権限に属さない事項」とは、市が自ら実施主体となり得ないものをいう。具体的には、次のものがある。</p> <p>(具体例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市が県立病院の設置を決定すること。 ・市が国道又は県道の整備を決定すること。 ・国の出先機関の存続を決定すること。 ・産業廃棄物処理場の設置を決定すること。 <p>○「市の権限に属さない事項」であっても、法令の規定により市長の意見を求められる案件はもとより、市として団体の意思を表明するものについて市民投票は可能である。具体的には、次のものがある。</p> <p>(具体例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県に県立病院の設置を求めること。 ・国又は県に国道(又は県道)の整備を求めること。 ・国の出先機関の存続を求めること。 ・産業廃棄物処理場の設置を求めること。(法令の定めに基づく意見を述べること。) |
| 除外事項 | <p>(2) 次に掲げる事項は、重要事項から除きます。</p> <p>①法令の規定に基づいて住民投票を行うことができる事項</p> <p>②特定の個人又は団体、特定の地域の住民等の権利等を侵害するおそれのある事項</p> <p>③専ら特定の地域に関する事項</p> <p>○住民投票は、全市域の住民を対象として実施されるものであることから、その影響が特定の地域に限られるような事項については、除外事項としています。</p> <p>④地方税、負担金、使用料及び手数料の負担の増減を専ら対象とした事項</p> <p>○新たな施策を推進する中で目的税を創設するなどの場合は、特定の施策に係る重要な政策判断となる可能性があることから、これらの事項が一律に除外されるものではありません。しかし、ただ単に負担の増減を求めるような事項については、住民が適切な判断基準をもって投票を行うことができないため、除外事項としています。</p> <p>⑤その他住民投票に付することが適当でないと認められる事項</p> | <p>(1) 市議会の解散、市議会議員又は市長の解職その他法令に基づき市民による投票を実施することができる事項</p> <p>(具体例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市議会の解散請求(地方自治法第76条) ・市議会議員の解職請求(地方自治法第80条) ・市長の解職請求(地方自治法第81条) ・合併協議会の設置(市町村の合併の特例等に関する法律第4条) <p>(2) 市長等の組織、人事、予算の調製及び予算の執行の権限に係る事項並びに市長等の内部の事務処理に関する事項</p> <p>(具体例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・〇〇部長(又は課長)の降格 ・〇〇課の設置 ・通常の契約事務 <p>(3) 市税、分担金、使用料、手数料その他の金銭の徴収に関する事項</p> <p>○この号は、地方自治法に規定する直接請求において「地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料」が対象外とされていることを踏まえ、投票の対象から除外するものである。</p> <p>○なお、地方自治法においては、市民の負担が軽くなることのみをもって誰からも賛成が得られやすいものであり、その結果が当該団体の財政に与える影響について十分検討されないままに容易に請求が成立する可能性があるため対象から除外しているものである。</p> <p>(具体例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民税の税率の引下げ ・公共施設の使用料の引下げ <p>(4) その他市民投票の実施が不適当と認められる事項</p> |

| | | |
|----------------------|--|---|
| <p>住民投票の請求及び発議</p> | <p>(1)住民(請求代表者)からの請求 請求代表者は、投票資格者総数の1/10以上に当たる数の署名を集めた上で、市長に対し、住民投票の実施を請求することができます。 →住民から請求を行うときの署名要件については、他の自治体の事例や本市における過去の署名収集事例などを参考として、実際に署名収集が可能であり、また、発議の乱発防止という点も考慮し、投票資格者総数の1/10以上としています。 (2)議会からの請求 議会は、議決により、市長に対し、住民投票の実施を請求することができます。この場合、議案を提出するにあたっては、議員の定数の1/12以上の者の賛成を必要とします。 (3)市長の発議 市長は、対象とする事項が重要事項に該当することを踏まえて、自ら発議することができます。</p> | <p>2 年齢満18歳以上の市民で別に条例で定める資格を有するもの(以下「請求権者」という。)は、市政運営に係る重要事項について、請求権者の総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができる。 ○本項では、請求に必要な連署の数については、地方自治法第74条に規定する条例の制定又は改廃に係る直接請求制度に準じて請求権者の総数の50分の1以上としている。 ○また、本項では、市民投票の請求権者の年齢要件を満18歳以上としている。満18歳以上の市民としたのは、日本国憲法の改正手続に関する法律(いわゆる国民投票法)で対象者が満18歳以上とされたことを踏まえ、市民投票という市民の意思を直接表明する制度の運用に当たり、市政運営に直接的に参画することができる市民の年齢を拡大するとともに、若者の権利や責任の自覚の向上を促し、将来を担う人材を育成する効果を期待したものである。 3 市長は、前項の規定による請求があったときは、直ちに請求の要旨を公表するとともに、20日以内に意見を付けて、これを市議会に付議しなければならない。 4 市議会議員は、市政運営に係る重要事項について、その定数の12分の1以上の者の賛成を得て、市民投票の実施の議案を市議会に提出することができる。 5 市議会に置かれた常任委員会は、その部門に属する市政運営に係る重要事項について、市民投票の実施の議案を市議会に提出することができる。 6 市長は、第2項の規定による請求及び前2項の規定により提出された議案について市議会の議決があったときは、速やかに市民投票を実施しなければならない。 7 市長は、第2項の規定による請求が請求権者の総数の4分の1以上の者の連署をもってなされたときは、第3項及び前項の規定にかかわらず、速やかに市民投票を実施しなければならない。 ○本項は、第2項で規定している市民投票の実施に係る請求が、請求権者の総数の4分の1以上の者の連署をもってなされた場合は、第3項で規定する市議会への付議をすることなく、速やかに市民投票を実施することを市長に義務付けたものである。 ○本項は、市議会の議決を要件としない市民投票の実施を規定するものであり、より高い慎重性の確保が必要と考えられるため、必要とする連署の数は、地方自治法に8 市民投票の投票資格者は、年齢満18歳以上の市民で別に条例で定める資格を有9 前各項に定めるもののほか、市民投票に関し必要な事項については、別に条例で</p> |
| <p>投票資格者</p> | <p>次のいずれかに該当し、かつ、引き続き3か月以上本市に住所を有する者を投票資格者とします。 ①満18歳以上の日本国籍を有する者 ②満18歳以上の永住者及び特別永住者並びに日本に在留資格をもって3年を超えて在留している者 ○年齢要件については、投票資格者になることによつて、投票運動などで受ける精神的影響なども考慮し、18歳以上を投票資格者としています。 ○投票資格者が、住民投票の対象となる事項について、自らの意思で投票を行うには、日本の社会生活や文化、政治制度などの知識を身に付けている必要があります。そのため、それを身に付けるための期間を考慮して、永住者及び特別永住者を除く外国人については、日本に在留資格をもって3年を超える期間、日本に在留していることを要件としています。 ○投票資格者は、請求代表者になることができ、また、住民発議に係る署名簿に署名をすることができます。 ○投票資格者が投票を行うには、投票資格者名簿に登録されていることが必要になります。</p> | <p>年齢満18歳以上の市民で、 次の各号のいずれかに該当する者(以下「投票資格者」という。)とする。 (1)住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき、本市に住民票が作成された日(他の市区町村から本市の区域内に住所を移した者で同法第22条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日)から引き続き3箇月以上本市の住民基本台帳に登録されている者 (2)外国人登録法(昭和27年法律第125号)に基づき、本市に外国人登録原票が登録された日(同法第8条第1項の申請に基づく同条第6項の居住地変更の登録を受けた者については、当該申請をした日)から引き続き3箇月以上本市の外国人登録原票に登録されている永住外国人のうち、規則で定めるところにより第7条第1項に規定する投票資格者名簿への登録を申請した者</p> |
| <p>実施に関する議会への協議等</p> | <p>(1)市長は、次に該当する場合、住民投票を実施することについて、議会に協議を求めます。 ①署名収集の要件を満たして、請求代表者から実施の請求が行われた場合 ②市長が自ら発議する場合 (2)議長は、議会で取りまとめた意見を市長に送付し、その結果、住民投票を実施することについて、議員の2/3以上の反対があるときは、市長は、住民投票を実施しないものとします。 ・地方自治制度は、住民の代表である議会と市長による間接民主制を基本としており、直接民主制的な制度である住民投票制度と間接民主制の整合を図ることが、制度の安定性を高める上でも必要となります。そのため、市長は、住民からの請求があったとき、又は、自ら発議するときは、議会に協議を求め、そこで出された意見を踏まえて投票の実施を決定することとしています。</p> | <p>なし</p> |

| | | |
|--------------|---|--|
| <p>成立要件</p> | <p>成立要件は設けない ①住民投票制度は投票結果に法的な拘束力がなく、投票率なども含めたとすべての結果を踏まえて、市長や議会が意思決定を行うという性質を有していること ②対象となる事項に関する議論ではなく、投票を不成立とすることを目的としたボイコット運動が行われる懸念があること</p> | <p>第12条 市民投票は、一の市民投票に付された事項について投票した者の総数が当該市民投票の投票資格者の総数の2分の1を満たしたときに成立する。 ○この項は、市民投票を実施するに当たって、一つの事項について投票した者の総数が投票資格者数の2分の1以上になった場合に成立することを定めたものである。 ○成立要件を設定したのは、市民投票制度は、アンケートとは違い、政策等の方向性を決めるものであり、投票結果について信頼性を確保するために一定の基準が必要であることによるものである。 ○成立要件を「投票資格者の総数の2分の1」と設定したのは、投票資格者の少なくとも半数以上が投票に参加したということをもって、投票に参加していない市民に対しても投票結果に信頼性を持たせることを意図したものである。 2 選挙管理委員会は、市民投票が成立しない場合にあっても、市民投票の開票を行わなければならない。 ○この項は、開票事務を実施する選挙管理委員会に対して、投票率が2分の1に達したか否かにかかわらず、市民投票の開票を行うことを義務付けたものである。 ○開票を義務付けたのは、投票率2分の1未満であった場合であっても、投票結果について市長の説明責任及び情報公開を全うする必要があるからである。</p> |
| <p>再投票制限</p> | <p>なし</p> | <p>第14条 市民は、市民投票に付された事項と同一の事項又は当該事項と同旨の事項について、当該市民投票に付された事項に係る市民投票の開票結果の告示の日から2年を経過する日までの間は、請求等を行うことができない。 ○制限期間を2年間としたのは、市長選挙や市議会議員選挙が4年ごとに行われるため、少なくとも2年経過すれば選挙の争点になりうる点を考慮したものである。</p> |
| <p>投票結果</p> | <p>議会及び市長は、住民投票の結果を尊重します ○投票結果の尊重については、自治基本条例第31条に規定されており、制度は、法的な拘束力を有しない、いわゆる「諮問型」となります。(住民に、議会及び市長と同等の尊重義務を課すことについては、市長や議会と住民では、その責任の重さは異なるものであり、また、住民投票は、市長や議会の意思決定に住民の意思を反映させるために行われるものであることを考える必要があります。)</p> | <p>10 市民、市議会及び市長等は、市民投票が実施されたときは、その結果を尊重しなければならない。(自治基本条例)</p> |